

(案)

# 第五次福島町 社会教育中期計画

(自 平成22年度 ~ 至 平成26年度)

福島町教育委員会

\*\*\* 目 次 \*\*\*

○はじめに	1
◇福島町民憲章	1
◇福島町教育目標	1
◇社会教育目標と重点	2
<b>第1章 第四次中期計画の評価における問題点及び課題の整理</b>	<b>3</b>
<b>第1節 総体的事項</b>	<b>3</b>
<b>第2節 分野別事項</b>	
1 幼少年教育	4
2 青年教育	4
3 成人教育、女性教育、高齢者教育	5
4 芸術文化	5
5 文化財	6
6 社会体育	
(1) 幼少年・青年	6
(2) 成人・女性・高齢者	7
7 社会教育施設	
(1) 福祉センター	7
(2) 総合体育館	7
(3) 町民プール	8
(4) ファミリースポーツ公園パークゴルフ場	8
<b>第3節 社会教育法の観点から</b>	<b>8</b>
□社会教育法（抄）	9
<b>第2章 施策の重点</b>	<b>10</b>
<b>第3章 具体的施策の年次配置</b>	<b>11</b>
<b>第1節 社会教育推進体制の充実</b>	
1 職員体制の充実	11
2 施設の維持管理	12
3 生涯学習指導者登録制度	12
4 ボランティアの推進	12
5 事業等の外部委任等の研究（事務の省力化）	13

## 第2節 分野別事項

1 顕彰	13
2 少年教育	
(1) 子ども対象事業	13
(2) 子ども会の育成強化	14
3 青年教育	14
4 成人教育	
(1) 家庭教育（子育て教育）	15
(2) 成人・女性・高齢者教育	15
5 読書活動の推進	16
6 芸術文化	17
7 文化財	17
8 社会体育	
(1) 幼少年・青年	18
(2) 成人	19
(3) 団体育成	19

## 〔資料〕

### I 社会教育アンケート

1 小中学生アンケート	21
2 成人アンケート	26

### II 第五次福島町社会教育中期計画策定の経過等

1 策定に至る経過	35
2 諮問文	36
3 第五次福島町社会教育中期計画策定委員会設置要綱	36
4 策定委員名簿	37
5 答申文	37

## 〇はじめに

福島町の教育の基盤となる福島町教育目標は、その根拠を「福島町民憲章」（昭和50年制定）におき、昭和57年に制定されている。

社会教育中期計画においても、教育目標の具現化のために策定された「社会教育目標と重点」にその根拠を置き、上位計画である福島町総合開発計画の施策の体系に従って、昭和63年度を初年度とした5箇年を第一次として、これまで四次にわたり計画を策定してきた。

少子高齢化時代にあつて、当町の地域経済も予断を許さない状況が続く中、環境型社会の構築や情報化の進展など時代の変化に適応した対応が求められている。

このため、これまで提供してきた学習機会や内容などの見直しを行い、新しく平成21年3月に制定された「福島町まちづくり基本条例」の精神にのっとり、町民と一緒に作り上げていく仕組みが必要であり、このたび策定した第五次計画（平成22年度から平成26年度）においても学習者の自主的・主体的な行動をうながすことを一つの目標としている。

第五次計画では、極力簡明に、文書表現を中心として編集しながら施策の年次配置をしているが、施策実施にあたっては、社会教育、文化財及び体育指導の各委員と連携のうえ、自主的・主体的な社会教育活動を展開していくことが求められるものである。

### ◇福島町民憲章（昭和50年制定）

私たちは、北海道漁業のさきがけとして拓かれた海峡と、大千軒岳の自然にはぐくまれた、歴史のかおり高い福島町の町民です。

私たちは、先人の偉業をたたえるとともに、未来にたくましく生きる豊かな福島町を築きます。

- 1 健康で、たがいに尊重し、楽しい家庭をつくります
- 1 きまりを守り、助けあい、明るい町をつくります
- 1 自然を愛し、環境をととのえ、美しい町をつくります
- 1 知性を高め、文化を育て、学びあう町をつくります
- 1 生産のくふうをし、元気に働き、豊かな郷土をつくります

### ◇福島町教育目標（昭和57年制定）

福島町の教育は、憲法及び教育基本法に基づき、郷土のよき形成者として、輝かしい未来の展望に立ち、平和と繁栄を担う責任と使命を果たす住民資質の向上を目指すものである。

- 1、先人の偉業を継承し、郷土福島の発展を担う、自主的で、創造性にすぐれた人
- 2、豊かな福島町の未来を展望し、勤労に励み生産意欲に満ちた人
- 3、知性を磨き、行動力ある福島町民として、合理的で科学性に富んだ人
- 4、秩序を重んじ、明るく健康な町福島をつくる、心身ともにたくましい人
- 5、郷土福島の自然を愛し、文化を育てる情操豊かな人

## ◇社会教育目標と重点

### 1 社会教育目標

心豊かに学びあう、ゆとりとうるおいのある地域づくりの推進

### 2 社会教育推進の基本方針

- ◎ 誰もがいつでもどこでも学べる生涯学習社会づくりの推進
- ◎ 豊かな心とたくましい生きる力をもつ人間性の育成
- ◎ 想像力の伸長と自発的参加意欲を促し、地域の結びつきを育てる文化・スポーツ活動の充実

### 3 社会教育推進の重点

#### (1) 青少年教育

○豊かな心とたくましく生きる力を育てる活動の充実

- \* 乳幼児のしつけや情操、健康教育などに関する学習機会の拡充
- \* 少年の健全な成長・発達を促す自発的な活動機会の拡充  
(社会参加活動の奨励・援助、郷土の歴史や文化を理解し伝承する活動の促進等)
- \* 青年の郷土の形成者としての自覚を高める学習、社会参加活動の拡充

#### (2) 成人教育

○いきいきと学び、豊かな地域づくりをめざす学習機会の拡充

- \* 成人の学習機会の整備に努め、自己の啓発を図る豊かな生活を創造する多様な学習活動や地域づくりの推進
- \* 女性ならではの視点やニーズに応えた学習機会の拡充
- \* 高齢者が自ら生きがいを見だし、豊かな人間関係を醸成する世代間交流や地域活動の推進

#### (3) 芸術文化・文化財

○豊かな創造性を育て郷土文化の理解を深め、保護・伝承する活動の推進

- \* 各種芸術文化鑑賞機会の奨励充実、住民への意識啓発
- \* 郷土の特性を生かし、地域文化を創造する学習機会の拡充

#### (4) 社会体育

○健康な心身と明るい地域づくりをめざす生涯スポーツの推進

- \* 町民皆スポーツの機会を拡充し、スポーツ活動の生活化の推進

## 第1章 第四次中期計画の評価における問題点及び課題の整理

「第五次福島町社会教育中期計画」を策定するにあたり、「第四次社会教育中期計画」の内容の評価と総括を行い、現時点において確認し得る問題点や課題等をとらえたうえで、町民のニーズや本来必要とされる社会教育環境づくりに向けた新たな計画の策定に臨むべく、今回改めて項目ごとに整理するものである。

### 第1節 総体的事項

第四次計画における「具体的施策」においては、全体的に夢を持った取組みが計画として掲載されたが、結果的には実現・実施に至らなかった事業が相当数にのぼった。

この原因としては、

- ① 計画期間の5年間を超える時間を必要とする事業（時限制約）。
- ② 担当部局に配置された人的要素では賄いきれない事業（人的制約）。
- ③ 施策内容が、実施に向けた具体性に欠けている事業（非具体的）などがあげられる。

特に、②の人的要素に関しては、第四次計画策定時（平成16年度）には、生涯学習（社会教育＋社会体育）担当部局に9名（派遣社教主事1名、生涯学習アドバイザー1名を含む）の配置がなされており、その体制の中で実現可能な計画内容になったものと思われるが、近年の「自立プラン」を初めとした行財政改革の流れの中で、現在は4名（うち臨時職員1名）という職員数となっていることから、職員的大幅減員により計画掲載施策への対応を十分に図ることができなかったという事情も考えられる。

このため、新たな計画策定に当たって最も考慮すべき事項は、人員配置体制の充実を図りつつ実現可能な計画としていくことが肝要である。

一方、コスト削減に向けた社会教育関連施設の民間委託はすでに行われていることから、将来は単なる管理委託ではなく、事業運営をも担わせる指定管理者制度など新たな委託形態や、住民の積極的な参画によつての事業実施などの方策検討も必要となっている。

また、①の時限制約事業については、団体育成、文化財保護など多岐の項目にわたって存在しており、これらは5年という計画期間で完了していく事業とはいえ、加えて、期間内に活動が停滞、低迷期に入るなど憂慮すべき事案もあることから、引き続き次期計画の課題として捉え対応していくこととする。

③の非具体的事業については、次期計画時においてはできるだけ具体的な内容を記載したうえで、継続的な達成が見込める内容とする。

なお、個々の事業については割愛するが、以下のとおり、分野別に第四次計画の検証・評価を行いながら問題点を明らかにするとともに、新たな計画へ引き継ぐべき課題等を整理する。

## 第2節 分野別事項

### 1 幼少年教育

学習機会の提供としての新たな具体的施策として「親子・津軽海峡と青函トンネルの歴史を  
探る旅」「親子デジカメ写真G P in 福島」「福島壁新聞G P」などがあげられていたが、期間内  
においては実現されておらず、実施されてきた事業のほとんどは、従前からのものを継続して  
いる状況となっている。この理由の一つとしては、中期（5年）というスパンを意識した年度  
計画として練られていないことに加え、担当職員・専門職員の不足によって定例的な事業実施  
にとどまらざるを得なかった実態があった。

また、この分野において大きな課題として上げられるのは、「地域子ども会」の衰退である。  
現在、子ども会育成連絡協議会は2団体（三岳1、吉田町）、会員数52名で構成されており、  
事務局は教育委員会が担っているが、子ども会はもともと自主的な組織として、地域の子  
ども達が遊びなどを通して社会生活や規範を知ることのできる優れた組織であるにもか  
かわらず、表面的なメリットを見出せないことから、保護者が役員になりたがらないなど  
により、年々、退会が進んできたものと思料される。

少子化という子どもを取り巻く環境において、例えば、スポーツ少年団の活動や塾通い  
などもあって、「子ども会」という組織の存在意義自体が薄らいでいる状況にあるが、  
今後、何らかの方策をもって子ども会の組織再生を図っていく必要がある。

### 2 青年教育

第四次計画の「施策の現状」において、「IT講習会」や「各種生活講座」等が掲げられて  
いるが、こうした施策は年齢層に関係なく青年層も参加できる事業としてあげられた  
ところである。加えて具体的施策としては非具体的な事業もあり、この分野にお  
ける計画づくりの困難さを率直に見ることができる。

各分野に言えることだが、どちらかと言えば個人的活動は「遊び」として、  
集団的活動は「社会性」を伴う傾向が多くなることから、「青年活動」の未  
経験者に対しては、ボランティア活動などの機会を通して組織化を図って  
行く手法など、多方面からのアプローチが求められる。

社会教育や町づくりなど全体の将来像を考えたとき、この分野の  
集団・組織化は“活気”“元氣”など、地域活性化としての意味合い  
において、今後の大きなテーマとしてとらえるべきである。

そのほか、第四次計画においては、青年層のとらえかたを「15～39歳」と  
しているが、普通に考えると、青年の年齢階層は高校卒業年齢から30歳  
くらいまでであり、さらに「ボランティア等を通じた社会経験の取得」  
等を考慮した場合、高校生まで範囲を拡大することも想定されること  
から、新たな計画においては年齢表示をそれほど厳密に意識すること  
なく策定することとする。

### 3 成人教育、女性教育、高齢者教育

この3分野は、第四次計画において別々に項立てされているが、事業的には、講座・学級でくることができ、共通テーマに幅広い年齢層が参加する傾向にもあることから、内容を集約のうえ、「成人教育」分野への一元化に向けた検討を加えることとする。

まず生活講座や地域生活学級は、各年齢階層からの参加によって平成20年度で実数120人を超える状況にあり、事業として定着している。ややもすれば「いつも同じ人が参加している」などと批判する向きもあるが、『継続する学習』こそが求められる方向性であり、固定参加者プラス新しい受講者があってこそ理想に近い形であると思料する。

ただし、町民は、常に新たな刺激を求める傾向にもあり、時代や実情に応じた事業内容の検討をさらに図っていくことが肝要である。

女性教育において懸案となっていた団体育成については、平成21年6月に新組織として「ふくしま町女性の会」が結成されており、事務局は教育委員会が担うこととなったが、この会が、今後、より多くの女性が結集する連携組織として活動展開されることを期待したい。

高齢者教育については、地域の老人クラブ等の組織化が確立されており、学習面においても積極的な参加が図られている。しかし、年間5～6回の高齢者学級の対応事務も相当な量となっており、他の分野の新たな事業を起こしていく展開を考えた場合、次期計画期間内において運営方法を再検討することが必要である。

そのほか、第四次計画の具体的施策において「個人学習に対する情報提供と援助」が挙げられているが、計画に具体性がなくこれに対応する実績はない。個人学習については実態等の把握が困難ではあるが、新しい計画期間内において何らかの「試策（試みの事業）」を取り入れることも必要である。

また、第四次計画の中には「家庭教育」という項目がないが、社会教育法第5条第7号には教育委員会の事務として「家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。」とうたわれている。過去には「子育てテレホンサービス」という子育てに関するアドバイステーブを電話で自動再生対応する事業を行っていたが現在は廃止されている。

このため、「家庭教育」という言葉や分野の意味を再確認し、新たな計画における項立ての是非についての検討が必要である。ただし、期間内に「子育て・親子・学校・自然」その他のキーワードから創造可能な具体策を盛り込むことが条件となってくる。

### 4 芸術文化

第四次計画においては、芸術文化関係と読書活動の推進が一つの項目のなかで取り扱われている。

読書活動は、平成16年度（第四次計画策定時）当時に比較すると飛躍的に伸長しており、新たな計画においては分離した項立てが必要と思われる。

文化活動では、成人階層による文化団体協議会を中心として活動が展開されており、幼児や小学生においても四町共同事業として、毎年、都市部の劇団等の鑑賞機会が設けられているが、課題としては、中学・高校生の世代及び成人を対象とした芸術鑑賞機会のないことがあげられる。

以前は、鑑賞機会の提供を目的とした団体が存在し、町民全体を対象とした事業がなされていたが、年次を経て観客が減少するなど活動自体が衰微して解散した経緯があり、今後は、より多くの町民からのニーズやその時々状況を勘案しながら、そうした機会の設定を検討していくことも必要と思われる。

## 5 文化財

北海道のさきがけとして歴史のある我が町において、種々の文化財もある中で、学芸員等の専門職の不在により、同様な歴史のある道南の市町と比較すると専門分野での取り組みが不足している。

これまで、様々な会議等において専門職の不在を問われているが、行政改革大綱等の流れの中で、専門職の確保の出来ない状況が続いている。

そのため、無形民俗文化財については保存団体等に尽力をいただきながら、団体等に対する必要な支援を図るとともに、有形文化財については、引き続き町や所有者における管理対応に万全を尽くしていく取り組みが求められる。

一方、歴史愛好者が組織する「町史研究会」は活発な活動が行われており、行政としても側面協力に努めるとともに、歴史講座等の共同・連携開催などの対応を図って行くことが必要である。また、古民具等の歴史資料については、平成20年度に旧白符小学校に移送されたところであり、今後、資料の整理や展示方法について専門家の意見を取り入れながら取り組みを進めていく必要がある。

## 6 社会体育

### (1) 幼少年・青年

事業量としては、各種大会など相応のものがあるが、指導中心の職員がいないことから継続的な教室の実施は困難となっており、大会などの1日限定行事が中心となっている。

事業の一部として外部から講師を招聘し、3日間継続して行われているジュニアスイミングスクールには毎年50名程度の児童が参加しているが、年々、泳力は向上してきており、専門家による指導の効果が現れている。ただし、平成18年度から財政事情等もあって4日間から3日間に事業縮小されており、今後、実施期間の復活を検討する。

年少人口の減に伴って、スポーツ少年団加盟人数も減少をたどっているが、野球や空手、サッカーそして相撲などは民間人が指導者となっており、陸上や野球の一部は教職員が指導している状況である。

特に相撲はわが町の象徴的スポーツであり、この振興が大きな課題であり、学校との協力体制や連携密度を濃くしていく作業が必要である。

## (2) 成人・女性・高齢者

この項においても、第3項の区分と同様、分野を「成人」の一本化した考え方とすべきかの検討が求められている。

また、社会教育及び社会体育の事業全般に言えることだが、特にこの分野においては前例踏襲的な事業が多く、メニューの削減や民間への事業実施委任などの手法により、事業量全体の見直しを行わなければ、新たな事業への取り組み自体が厳しいものとなっている。

特に「南北海道駅伝競走大会」などの大型事業は、担当部局において8月から準備にかかり、参加集約はもちろん、ボランティアや寄付などの要請対応など、長期にわたる事務エネルギーを必要としているところであり、今後の実施手法なども含めて対応策を検討していくことが必要である。

また、プール事業では、平成20～21年度においては国等の補助制度を活用して「爽快アクアビクス教室」が実施されたが、外部講師の招聘によって活況を呈している状況にあることから、相応の予算が必要ではあるが、町独自事業として継続実施の必要がある。

また今後は、他の事業においても、例えば各種スポーツ教室のために予算を確保して外部講師を招聘する方が指導専門の職員を配置する人件費よりも安価に行うことができることを考えたとき、そうした手法も考慮した検討を加えていくものとする。

## 7 社会教育施設

### (1) 福祉センター

町内で最大の集会施設である福祉センターは、もともと公民館的要素をもって昭和51年度に開館し、当時としては結婚式や各種集会など幅広く活用されてきたが、建物自体は経年劣化によって改修が毎年のように行われ、現状を維持している状態となっている。

施設利用者は年間2万3千人前後で、施設の管理を社会福祉法人に委託するなど、利用者には利便を与えることのできる体制となっているが、施設的には公民館的要素は持つものの、他市町村のような公民館として主体的に講座や事業を開催する施設ではなく、教育委員会が施設を活用して講座等を開催する態様となっている。

### (2) 総合体育館

昭和52年度に開館した総合体育館は、建設当時は庶務担当、指導担当を含めて4名の職員配置とされていたが、機構改革等の流れの中で、現在は管理を民間に委託している。

この施設についても経年劣化による改修等が続いており、今後も大屋根や壁面、配管系統の改修対応が必要になってくるものと思われる。

利用者は年間2万3千人程度となっており、民間委託後において、今のところ利用時間延長等に関する利用者からの要望はないが、今後も、利用者ニーズを十分に把握したうえでの管理対応に努めていく必要がある。

### (3) 町民プール

町民プールは平成9年度にオープンし、採暖室も設けられているなど、近隣町のなかでも優れた施設として、他町からの利用者もみられる状況となっている。

施設そのものは、計画的な改修を加えながら当面維持できるものと思われるが、近年、子どものためのプールフロア増設の要望があることから、第五次計画の中で検討すべき事項になると考える。

また、オープン期間が6月から9月までと期間が定められていることから、利用者は年間4～5千人で推移しているが、水中運動は健康維持に効果的であり、オープン期間の拡大を求める要望もあることから、そうした対応が第五次計画における検討課題である。

### (4) ファミリースポーツ公園パークゴルフ場

パークゴルフ場は、旧福島商業高等学校跡地を利用して平成11年度に整備された施設だが、18ホールのコースと休憩室(クラブハウス)を有し、利用者は年間8千人前後で推移している。

現在、施設の維持管理面において利用者からも好評を得ているところであり、今後も定期的な施肥、エアレーション、目土の補充など、芝管理面における対応の継続が必要である。

## 第3節 社会教育法の観点から

平成20年度の社会教育法(以下「法」という。)の改正において、市町村教育委員会の事務として新たな項目が追加されたことから、第五次計画ではこうした対応も考慮したうえで策定に臨まなければならない。

改正の内容では、第10号の「情報化への対応」は、情報化つまりコンピュータの普及による対応と見ることができ、法改正の趣旨を踏まえ、注目すべき項目としてとらえたい。

また、第13号の「主として学齢児童に対し、授業終了後又は休業日に学校、社会教育施設等で学習その他の活動の機会を提供、奨励」は、子ども達に何らかの方法(少年団、子ども会、又は教委が直接「何々教室」の開催、スポーツ大会の開催等)で『学習その他の活動の機会』を与えなければならない時代的な要請と解することができ、この点も計画策定に当たって留意すべき課題である。

そのほか、7号の家庭教育や8号の職業教育、9号の生活の科学化、14号の青少年に対するボランティア活動・自然体験等は、これまでの当町における社会教育活動としての取り組み事項としては弱く、専門職員の配置も含めて時間をかけた取り組みが必要とされる大きな課題といえる。

※ 参考までに、改正社会教育法のうち「市町村教育委員会の事務」部分について、次ページに示す。

□ 社会教育法（抄）・・・〔下線部は平成20年改正で追加された部分〕

（市町村教育委員会の事務）

第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事業を行う。

- 1 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 2 社会教育委員の委嘱に関する事。
- 3 公民館の設置及び管理に関する事。
- 4 所管に関する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関する事。
- 5 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関する事。
- 6 講座の開設及び討論会、講習会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関する事。
- 7 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関する事。
- 8 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関する事。
- 9 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関する事。
- 10 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関する事。
- 11 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関する事。
- 12 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する事。
- 13 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関する事。
- 14 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。
- 15 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。
- 16 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関する事。
- 17 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関する事。
- 18 情報の交換及び調査研究に関する事。
- 19 その他第3条第1項の任務を達成するために必要な事務

## 第2章 施策の重点

福島町の実情として第1章第2節で明らかとなった課題を次のとおり整理し、第五次計画における施策の重点とする。

### 1 子ども対策の推進

少子化により地域子ども会組織が退潮している。父母や保護者にとらわれず「地域の指導者」の掘り起こしによる新たな展開が必要である。また、健全な子育てにつながる親子体験事業も各種委員の協力のもとに展開するものとする。

### 2 青年分野の活性化

青年部分の活動活性化のため、手がかりとなる「ボランティア」や「集い」の機会を創出して活動の楽しさや社会的な出番を作ることとする。

### 3 子育て、成人学習における自主性の尊重

成人の分野では、家庭教育（子育て）事業が不足しており、情報を収集しながら対応を検討する。また、高齢者学級や各種講座、学級などはその内容等に斬新さが必要となっており、計画期間内に学習者の自主的な企画と情報提供をもって、新たな展開対応を図るものとする。

### 4 読書活動の推進

読書活動の推進については新たに項立てのうえ重点化し、蔵書の拡大を行いながら、現在行っている各種事業を継続実施するものとする。

### 5 芸術文化活動の拡充

文化団体と協調し、子ども達を対象とした文化体験事業を企画するとともに、一般の鑑賞に供する音楽や演劇等の機会の充実に努めるものとする。

### 6 文化財の保護

基本的に各種文化財を公開するとともに、伝承活動にも対策を講ずるものとする。

### 7 社会体育の充実

少年から高齢者まで各階層における体育事業の推進が必要であり、団体等の自主性を重んじるとともに、子どもと社会人が触れ合いながら体育向上や健康増進に努められるような環境づくりに努めるものとする。

### 第3章 具体的施策の年次配置

前章までの問題点や重要課題等の整理を受けて、第五次計画期間における具体的施策を項目別に年次配置する手法を用いることとする。

また、従来の計画では採り上げられていない「推進体制の充実」を一つの柱に掲げ、社会教育行政推進のためにあるべき行政環境を示すこととする。

次に、分野別の課題解決のための各施策を年次ごとに配置し、それを計画達成度合の目安とする。但し、目標年次に事業等を展開できない場合でも、断念することなく必要に応じて年次を移行しながらそのいとぐちをつかむことが大切である。

なお、期間中の適時に計画の達成状況を確認するとともに、必要な見直しを行うこととする。

以下の欄中、「◎」は新規事業等を表し、「○」はその前年度の事業を継続、「△」は準備又は検討期間、「▲」は現状を見直して団体等に委任する等の方向性を示す。

#### 第1節 社会教育推進体制の充実

##### 1 職員体制の充実

行政改革の中にあつて、社会教育担当職員数の減少は特に著しく、現状の体制では「子ども対策や家庭教育への取り組み、芸術文化事業の拡充、文化財対策、社会体育の拡充」等々、前章までに掲げられた課題への取り組みが困難な状況となっている。

こうしたことから、児童生徒や成人の学習要求に応えるためには、計画期間内に専門職員を含めた体制の充実に努めるものとする。

項目		H22	H23	H24	H25	H26
①専門職員の確保		□	□	▶ 専門職員設置の検討		▶ 専門職員の確保
		□	□	▶ 適正配置職員数の検討		▶ 職員の適正配置
③職員研修の充実	社会教育	社会教育主事等研修会、生涯学習推進講座、その他公民館等に関する研修に派遣し、専門的知識の習得を図る				
	図書教育	図書室に関する研修に派遣し、専門的知識の習得を図る				
	文化財	文化財や博物館等に関する研修に派遣し、専門的知識の習得を図る				
	社会体育	社会体育に関する研修に派遣し、専門的知識の習得を図る				

## 2 施設の維持管理

施設としては、次の4施設を適時に改修等を加えて維持しながらより効率的な運営方法を模索するものとするが、中にはオープン期間や時間など、従来からの管理運営方法が利用者のニーズになじまない等の是正点も指摘されており、これらの施設は委託管理の利点である柔軟性を生かして弾力的な運営を検討するものとする。

また、施設全体として、使用料の軽減を求める意見もあることから、期間中に検討を進めることとする。

施設名		H22	H23	H24	H25	H26
①福祉センター	小破修繕	○	○	○	○	○
	改修、その他					
②総合体育館	小破修繕	○	○	○	○	○
	改修、その他	利用時間の見直し		外壁改修		
③町民プール	小破修繕	○	○	○	○	○
	改修、その他	・プールフロアの増設 ・利用ルールの確立・徹底		プール本体補修	ろ過装置改修	
④パークゴルフ場	小破修繕	○	○	○	○	○
	改修、その他	・芝生殺虫剤散布(3年毎) ・オープン期間の検討	・目土、エアレーション(隔年) ・芝管理トラクター更新		・目土、エアレーション(隔年) ・芝生殺虫剤散布(3年毎)	

## 3 生涯学習指導者登録制度

平成16年度から18年度までの登録は年間70名～80名程度であり、その約6割が何らかの形で各事業へ携わっている。この登録数と活動率の引き上げを図ることが課題となる。

区分		H22	H23	H24	H25	H26
①制度の周知		○	○	○	○	○
②登録	継続	○	○	○	○	○
	新規	○	○	○	○	○
③活用		○	○	○	○	○

## 4 ボランティアの推進

読み聞かせや保育等の社会教育事業関連ボランティアは既に活動を行っている。

ボランティアに参加する方々は、「自らの意思で」「束縛されず」「自分の自由になる時間で」活動しており、その意思をくれぐれも尊重しながらも、活動を町内に広め、より多くの住民（高校生や中学生を含む）を巻き込んでいくためには、例えば「登録制度」やまとめ役となる拠点組織が必要であり、計画期間中にそれらの対策を検討するものとする。

区分		H22	H23	H24	H25	H26
①登録制度の検討		△	△	△◎	○	○
	登録制度の研究、情報収集の後、登録制度開始					
②ボランティア拠点組織の確立		△	△	△◎	○	○
	受け皿となる事務局の選定後、登録制度の開始とともに樹立					

## 5 事業等の外部委任等の研究（事務の省力化）

これまで教育委員会が行ってきた事業であっても、各種大会など愛好団体等において主体的に開催されているものもあり、今後も自主的開催を奨励していく必要がある。また、指定管理者制度についても研究を進め、効率的なものがあればその可能性を追求していくものとする。

区分		H22	H23	H24	H25	H26
①施設管理以外の事業の委任の可能性の研究	大会の開催等	△	可能なものから随時推進			
	その他	△				

## 第2節 分野別事項

### 1 顕彰

スポーツや文化面で活躍した個人・団体を表彰し、さらなる飛躍や努力を促す意味で貴重な制度であるが、現在の基準が連続受賞を制限していることから、「ほめて伸ばす」という本来の考え方にに基づき基準の見直しを行う。

区分	H22	H23	H24	H25	H26
①福島町スポーツ・文化賞表彰式	△○ 表彰規定の見直し	○	○	○	○

### 2 少年教育

#### (1) 子ども対象事業

区分	H22	H23	H24	H25	H26
①早寝・早起き・朝ごはん運動の推進	△◎	○	○	○	○
	学校やPTAと協議し、可能な部分から推進				
②青少年の主張大会	○	○	○	○	○
③わんぱく教室	○	○	○	○	○
④親子体験教室	△	△◎	○	○	○
	自然観察や「地域探訪」を主題として企画・・・各委員の活躍の場とする。				
⑤四町交流ふれあいキャンプ	△○	○	○	○	○
	高校生をジュニアリーダーとして参加させる。				

子どもの夜更かしを改めさせ、朝読書や家庭学習を子ども自身が習慣化させて学力向上につなげるため「早寝・早起き・朝ごはん運動」を保護者と学校、行政が協働して推進し、子どもに対するきっかけづくりの機会を提供する。

④の「親子体験教室」についてはこれまでも度々不定期に行われてきたが、より継続的なものとしながら内容の充実を図るため、企画から実施まで社会教育委員や文化財調査委員、体育指導委員が前面に立つて行うことで、地域に根ざした活動とすることが期待される。また、⑤のキャンプについては地元高校生を積極的に参加させるなかで、ボランティア意識の醸成を図るなどの工夫を加えるものとする。

## (2) 子ども会の育成強化

地域子ども会の育成は喫緊の課題であり、大きく次の4点についての取り組みを進め、あるいは検討するものとする。

区分	H22	H23	H24	H25	H26
①地域有志の発掘	△◎	○	○	○	○
②子ども会限定メニューの創造と提供	△	△◎	状況を見て継続・見直し		
③未組織地区の組織化	△◎ (地域への声掛け)	○	○	○	○
④子ども会連絡組織への援助	△	△	△	△	△

助成金の交付をしながら、事務局体制の構築をはかる。

子ども会の育成強化の「①地域有志の発掘」は、子どもの父母に限定せず、町内会で子どもの育成等に関心のある『有志』や子育てOBなどに個別に声掛けをして、一人ずつ確保していくという試みであるが、息の長い活動となることが想定される。

「②子ども会限定メニューの創出と提供」については、子ども会に入らないと参加できない事業メニューを作ることで、子どもから参加したいという希望を引き出そうとする仕組みであるが、①の状況を勘案しながら徐々に開発に努めるものとする。

【例】夏・冬休みの野外活動、キャンプ、凧揚げ、サッカー、ドッジボールなど

「③未組織地区の組織化」についても一気に進むことは困難と思われるが、①と連動した中で、タイミングを図りながら進めることとする。

「④子ども会連絡組織への援助」は、これまで連絡協議会の事務局を教育委員会で行ってきたが、①や③が徐々に進んだ段階で団体での事務局体制を構築することとする。

なお、各項目の年次の張り付けは確定ではなく、その時点の事情の変化により柔軟に対処するものとする。

## 3 青年教育

区分	H22	H23	H24	H25	H26
①成人式等記念行事	○	○	○	○	○
②高校生及び青年向けボランティア体験(子ども向け事業への協力)	△	△◎	状況を見て継続・見直し		
③高校生及び青年向け軽音楽教室・レクリエーション・集い	△	△◎	状況を見て継続・見直し		

※②、③は、その時点での事情により年次の移動はありうる。

※②は、子ども会メニューとリンクさせる。

※③は、軽スポーツ体験、バンド体験、文化メニューを想定。

青年層を対象とする事業は、これまで①の成人式等記念行事だけであったが、ボランティアや各種集いの場を提供することから徐々に事業化を図る手法を検討するものとする。

高校生のボランティアについては、平成21年度から福島商業高校とも連携をとり、既に

駅伝大会や文化祭でも協力体制が構築されている。次期計画においては、さらにキャンプなど子ども向け事業においても、積極的な呼びかけにより参加を促す方策とする。

青年層については、毎年の成人式実行委員等に声掛けを行い、活動への参加を促す取り組みに努めるものとする。

#### 4 成人教育

##### (1) 家庭教育（子育て教育）

幼児教育を含んだ考え方で、以下の事業等への取り組みに努めるものとする。

ブックスタート事業については、新生児の乳児健診の際にボランティアの協力も得ながら読み聞かせを行い、絵本等をプレゼントしているものであるが、乳児期から本に接することによる教育効果が認められることから、乳児が少ない状況であっても、これまで同様継続実施する。

家庭教育（子育て）学級については、他の団体の情報等を収集し学校と調整を図りながら方向性を定めていくこととする。

区分	H22	H23	H24	H25	H26
①ブックスタート事業	○	○	○	○	○
②家庭教育学級等の開設	△ 情報収集	△◎ 学校との調整	○	○	○
	学校と調整しながら継続				
③家庭教育情報伝達手段の研究	△ 情報収集	△◎ 学校との調整	○	○	○
	学校と調整しながら継続				

##### (2) 成人・女性・高齢者教育

区分	H22	H23	H24	H25	H26
①高齢者学級	○	○	○△ 内容・運営方法 の見直し	◎ 見直し後の 新規学級	○
②生活講座	○△ 講座見直し 情報収集	○△ 講座見直し 情報収集	◎△ 見直し後の 新規講座	○△	○△
③地域生活学級	○△	○△	○△	○△	○△
④女性団体の育成援助	○	○	○	○	○
	当面、事務の手助け及び活動資金を援助し、軌道に乗り次第独自運営を図る。				
⑤個人学習への協力援助	△○	△○	△○	△○	△○

※②のメニュー策定にあたっては、受講者が主体となって提案できるような場面づくりをする。

※③は、地域からの要望メニューを主体とするが、時には様変りなテーマも提供する。

※②、③は、過去の受講者名簿を活用し、周知体制の確立を図るとともに、水産加工場等への周知を徹底する。

高齢者学級については、例年似かよった学級内容となっており、さらにその内容を充実させる意味で、計画の中間時期に学級内容及び運営方法の見直しを行うこととする。

生活講座や地域生活学級については、受講者が主体的に講座内容等を提案し、魅力ある講座や学級づくりに努めるものとする。特に生活講座は要求課題（学習者が求めるテーマ）

と必要課題（ごみの分別、防災など生活上或いは社会的に求められるテーマ）の双方が満たされるような内容が理想だが、これらも含めて継続的な講座を追求していくこととする。

また、情報化の進展に対応した学習機会については、インターネット関連の講習を関係団体等と協調しながら提供していくものとする。

なお、過去の受講者名簿を利用したダイレクトメールでの案内や水産加工場等への周知を進め、受講者の増加に努める。

女性団体の育成援助については、当面、行政が事務的な手助けを行い、軌道に乗った段階で独自運営へと移行させていくこととする。

個人学習への協力援助については、漢字、英語等の検定や歴史の研究など個人的な趣味や能力開発等のために行っている学習あるいは仕事に向けた資格取得のための学習等で、個人の求めに応じて関連情報等の提供を図るものとする。

## 5 読書活動の推進

福祉センター図書室の利用は、平成17年度を境に飛躍的に増加している。これは平成16年度に図書室の改修（視聴覚室を図書室に改修）を行い、以前よりやや広い環境となったことなどが要因と思われるが、よみきかせの会等のボランティア活動などの貢献も大きいものがある。

図書購入費についてはこれまで同額で推移してきたが、利用の増加に鑑み増額を図るものとする。

図書移動バス事業、読書感想文・感想画コンクールについても継続実施するほか、町民文化祭時に合わせて開催している図書室まつりも創意工夫を凝らしながら継続する。

また、学校図書室についても、職員の派遣協力をしながら図書の展示方法等の運営支援を行い、学校図書室の活性化を図る。

なお、読書活動のさらなる推進を図るため、計画期間中に「読書活動推進計画」を策定し、以後計画的な推進を図るものとする。

区分	H22	H23	H24	H25	H26
①図書一般貸出	△○ 図書費の増額	○	○	○	○
②図書移動バス	○	○	○	○	○
③図書室まつり	○	○	○	○	○
④学校図書室への協力	○	○	○	○	○
⑤読書感想文・感想画コンクール	○	○	○	○	○
⑥読書活動推進計画の策定	△ 資料収集	△ 資料収集	◎ 策定	○	○

## 6 芸術文化

文化団体協議会については、独自の活動が活発になされている状況であり、文化祭実行委員会にも主体的に参加しその活動は定着している。また高校生のボランティア協力は非常に有効であり引き続き要請していくとともに「3」の青年教育との連動を図る。

移動文化祭は、吉岡地区住民の希望を把握したうえで、必要時には幼稚園や各学校等を通じて協議の場を設けていく。

幼児人形劇等観賞会、子ども芸術鑑賞事業（小学生向け）は継続実施するが、一般向けの芸術鑑賞事業は町民からの盛り上がり等がなければ実現できない事業であり、今後も文化団体協議会等と協議連携を進める。

区分	H22	H23	H24	H25	H26
①文化団体協議会の育成	○	○	○	○	○
	活動場所の確保及び活動資金の援助。				
②各種文化事業	△◎	△○	△○	△○	△○
	各文化団体と協調して年齢に関係なく「将棋」「俳句」「絵画」「舞踊」etcの事業を企画				
③町民文化祭	△○	△○	△○	△○	△○
	新たな分野の開拓と発表の場の提供、「移動文化祭」の検討				
④幼児人形劇等鑑賞会	○	○	○	○	○
⑤子ども芸術鑑賞事業	○ 音楽	○ 演劇	○ 音楽	○ 演劇	○ 音楽
⑥一般芸術鑑賞事業 (音楽又は演劇)	△	△	◎	△	◎
	隔年、文化団体協議会事業としてできないか検討				

## 7 文化財

文化財については、有形・無形民俗・埋蔵、道指定・町指定・未指定等の区分が多様であり、専門職員がいない中での保護活動となるが、表の各欄に記載した内容で事務を進めることとする。

指定有形文化財については、できるだけ毎年公開することを目標とする。宮歌村文書は町史に登載されているが、一般には読みづらいため読下し解説書の編纂を検討する。

無形民俗文化財の松前神楽については、北海道連合会とも協調しながら国指定へ向けた諸準備を行う。祭礼行列の「奴」や「四ヶ散米」の行列は、保存団体の状況を把握しながら随時公開できるよう要請するとともに、白符荒馬踊りは少年団の育成を通じて保存活動の強化を図る。また、松浦七福神舞については、保存団体の意向を把握しながら対策を検討する。

埋蔵文化財については町内に広く散在するため、周知の包蔵地における無届工事のないようパンフレット等を作成して周知を図る。

区分		H22	H23	H24	H25	H26
①指定有形文化財の保存・公開	宮歌村文書 (道指定) <small>もんじよ</small>	◎◎ 一部公開	○	○	△○ 読下し解説書の編集検討	△○
	神楽用獅子頭	○ 公開	○	○	○	○
	円空仏	○ 公開	○	○	○	○
②指定無形民俗文化財の伝承保存・公開	松前神楽 (道指定)	○△ 国指定への準備、及び楽人の技能習得	○	○	○	○
	福島大神宮祭礼行列 (奴、四ヶ散米行列)	保存団体の状況を把握し、随時公開できるよう要請				
	白符荒馬踊り	○ 少年団育成	○ 少年団育成	○ 少年団育成	○ 少年団育成	○ 少年団育成
③埋蔵文化財の保護		○	○	△○ 文化財パンフ作製	○	○
		周知の包蔵地における無届工事のないよう、周知徹底を図る。				
④指定外文化財の保護	有形物	○	○	○	○	○
	(無形民俗) 松浦七福神舞	△○	△○	△○	△○	△○
		「指定」がなくとも歴史的・文化的価値のあるものは「文化財」であり、引き続き保護するとともに、調査を進めて指定をする。また、民具等の資料も引き続き保護を加え、出来る限り公開する。				
⑤文化財保護思想の普及		○	○	○	○	○
		歴史講座等の開催により保護思想の普及を図る。				

## 8 社会体育

### (1) 幼少年・青年

区分	H22	H23	H24	H25	H26	
①ジュニアスイミングスクール	○ 日数増加	○	○	○	○	
②フットサル大会	△▲	△▲	○	○	○	
		競技団体が自主開催できるよう援助し、運営を移行していく。				
③バスケットボール大会	○	△▲	△▲	○	○	
		競技団体が自主開催できるよう援助し、運営を移行していく。				
④全町小学生相撲大会	△	△◎	○	○	○	
		小学校の理解を得て、無数の小学生が参加する町内相撲大会を開催する。				
⑤体力・運動適正テスト	○	○	○	○	○	
⑥雪上レクリエーション大会	○	○	○	○	○	

主に小学生を対象とする事業は、①～⑥の事業を中心として実施するが、競技団体等が自主開催可能な種目については、できるだけ運営を移行していくこととする。

全町小学生相撲大会については、各小学校や競技団体等の理解と協力を得たうえで、全小学生が行司や呼び出し等も含めて様々な役割で参加するような「参画型大会」の構築を図る。

体力・運動適性テストや雪上レクリエーションは、各種委員のほか青年や成人も巻き込んだ事業展開を図る。

## (2) 成人

各種大会等で、競技団体が運営可能なものは、事業の実施自体を委任し、教育委員会としては運営を側面から援助していく方向とする。また、アクアビクス教室についても開閉講式以外は業者に委任する。なお、委任・委譲する大会等は資金を交付して報告を求める。

水上安全法講習会は日赤から講師を招いて短期講習を実施する。

南北海道駅伝競走大会については、平成 24 年度に第 30 回大会となることから、実行委員会と協議しながら記念となる大会とする。

区分		H22	H23	H24	H25	H26	
①吉岡地区合同大運動会		○	○	○	○	○	
		現地実行委員会の方針による。					
②町民ゲートボール大会		○	○	○	○	○	
		既に団体主導となっており、大会を側面から援助する。					
③水上安全法講習会 (旧水泳救急法講習会)		△◎	○	○	○	○	
		日本赤十字社から講師を招き短期講習を実施。					
④爽快アクアビクス教室		○	○	○	▲△○	○	
		職員対応部分を業者に委任。					
⑤パークゴルフ大会	教育長杯	▲○	○	○	○	○	
			団体が主催で自主開催可能であることから、運営を委譲する。				
	いきいき町内会(団体)	○	○	○	○	○	
	千代の富士杯	▲○	○	○	○	○	
		団体が主催で自主開催可能であることから、運営を委譲する。					
町長杯		▲○	○	○	○	○	
		団体が主催で自主開催可能であることから、運営を委譲する。					
⑥ソフトバレーボール大会	開館記念大会	○	○	○	○	○	
			既に団体主導となっており、大会を側面から援助する。				
教育長杯		○	○	○	○	○	
		既に団体主導となっており、大会を側面から援助する。					
⑦南北海道駅伝競走大会		○ 第28回	○ 第29回	○ 第30回	○ 第31回	○ 第32回	
⑧町民なわとび大会		○	○	○	○	○	
⑨町民体力テスト		△	△◎ 成人開始	△◎ 高齢者開始	○	○	
		少年体力テストと合同開催を検討。判定員の資格取得も進める。					

## (3) 団体育成

現状分析でも表現しているとおり、年少人口の減に伴って、スポーツ少年団加盟人数も減少をたどっているが、野球や空手そして相撲などは民間人が指導者となっており、陸上は教職員が指導している状況にある。

特に相撲は取り組みにくい種目ではあるが、(1)の④全町小学生相撲大会を学校現場と

ともに取り組むことによって、「横網の里ふくしま」における「一般的なスポーツ」としての確立を目指すものとする。

スポーツ少年団は、その練習等を通じてクラブの中で根気や仲間意識を養い、自我や自己形成を進めるために効果的な組織であり、多くの子どもたちが加入できるよう引き続き援助を継続する。

社会人の体育団体については、単に組織内の活動にとどまらず、児童生徒などを巻き込んだ活動の展開が望まれ、そのため共催事業等への呼びかけを積極的に進めるものとする。

区分	H22	H23	H24	H25	H26
①スポーツ少年団体の育成 援助	○	○	○	○	○
	活動場所の確保及び活動資金の援助				
②社会体育関係団体の育 成援助	○	○	○	○	○
	活動場所の確保及び活動資金の援助				

## 〔資料〕 I 社会教育アンケート

### 1 小中学生アンケート

少子化等の影響による子ども人口の減少は続き、地域子ども会も退潮傾向にあるなどの地域事情によって、子どもの余暇の過ごし方が昔とはかなり違ってきているものと思われる。

また、各種会議においても“子ども向けの事業”や“健全育成”などが話題にのぼり、これまで教育委員会が行ってきた少年少女向けの事業が的を射ているのか確認する必要があることから、今回、初めて小中学生に対するアンケートを実施した。

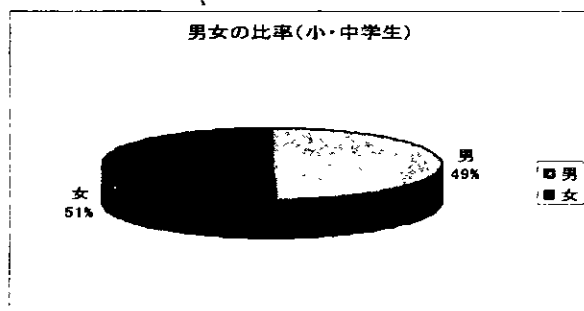
#### ■アンケートの概要

- 時 期 平成21年9月
- 方 法 各学校に依頼し、集約した。
- 対 象 小学5、6年生（82名）、中学1、2年生（74名）
- 主な内容 ・学年・性別・学校以外の余暇活動（実際と希望）・社会教育関係施設の利用度・施設への希望など、全8問

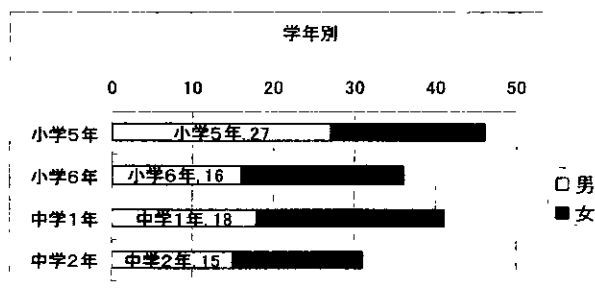
#### ア) 回答者の基礎的情報

区分	男	女	計
小学5年	27	19	46
小学6年	16	20	36
中学1年	18	23	41
中学2年	15	16	31
計	76	78	154

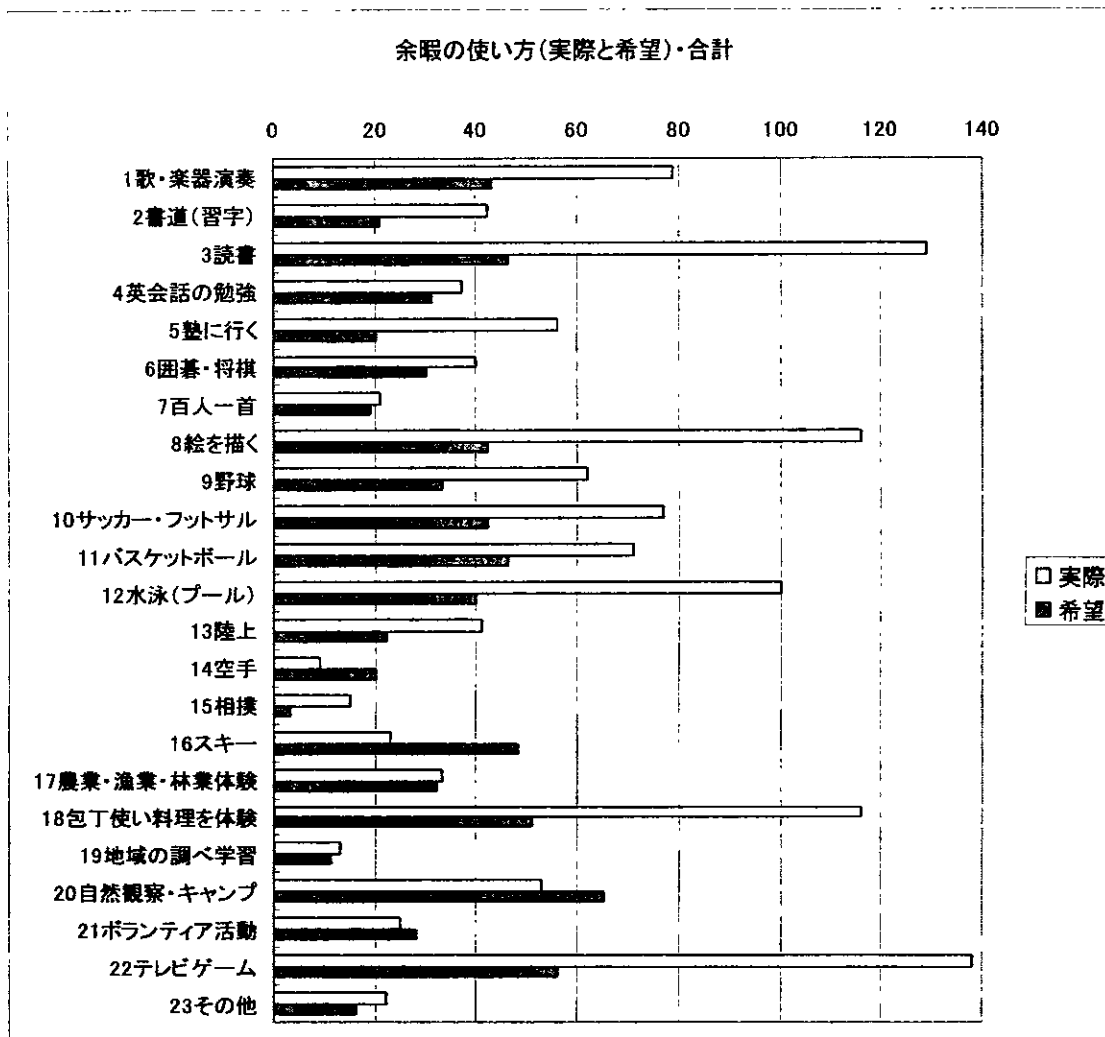
#### ◆男女別



#### ◆学年別



問3 余暇の使い方（実際と希望）…いくつでも選択



余暇時間に行っているもののうち、一番に多いのは22のテレビゲームで、回答数154名のうち138名(約90%)、次に多いのは3読書で129名(84%)、8絵を描くこと116名(75%)、18料理体験116名(75%)、12水泳(プール)100名(65%)と続く。

一方、希望する活動は、20海や山での自然観察やキャンプが65人(42%)で一番多く、次いで22テレビゲーム56人(36%)、18包丁等を使った料理体験51人(33%)、16スキー48人(31%)、3読書、11バスケットボールが46人(30%)と続く。実際より希望が多くなっているのは、20自然観察・キャンプ、16スキー、21ボランティア、14空手である。

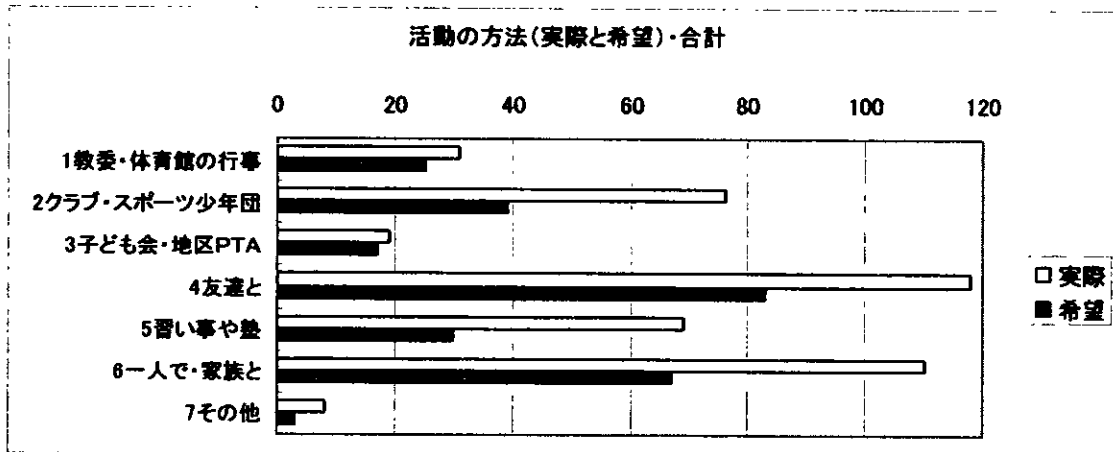
特徴としては、テレビゲームは90%がやっているが、望む活動では36%と“激減”しており、テレビゲームに対して自己を抑制する意識傾向がうかがえる。また、キャンプ、料理、読書、バスケットなど身近で出来そうなものから、スキーなど普段あまりできない体験も希望している。

人気の少ない活動は、相撲、地域の調べ学習、百人一首、塾、空手等である。“横綱の里”を目標とする福島町として相撲の最下位は厳しいが、余暇時間に相撲をした小中学生が15人いたことも事実であり、今後も地道な活動が求められる。

回答は総じて「自由」な活動や「活発」な活動を求めているが、これらの傾向をとらえな

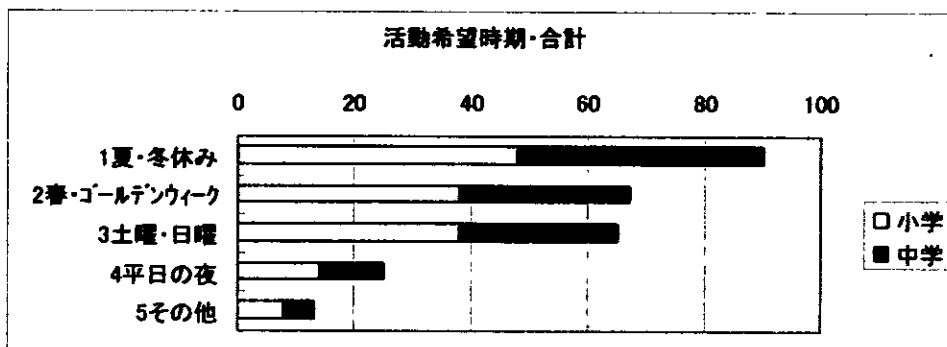
がら、学校や家庭以外の体験活動機会の提供のあり方を模索することが大きな課題であろう。

#### 問4 活動の方法（実際と希望）…2つまで選択



実際の活動方法は、①友達と、②一人や家族と、③クラブやスポーツ少年団で、④習い事や塾と続くが、希望する活動方法と比較すると、1位、2位は同じだが3位のクラブ・スポーツ少年団、4位の習い事や塾では割合が半減している。

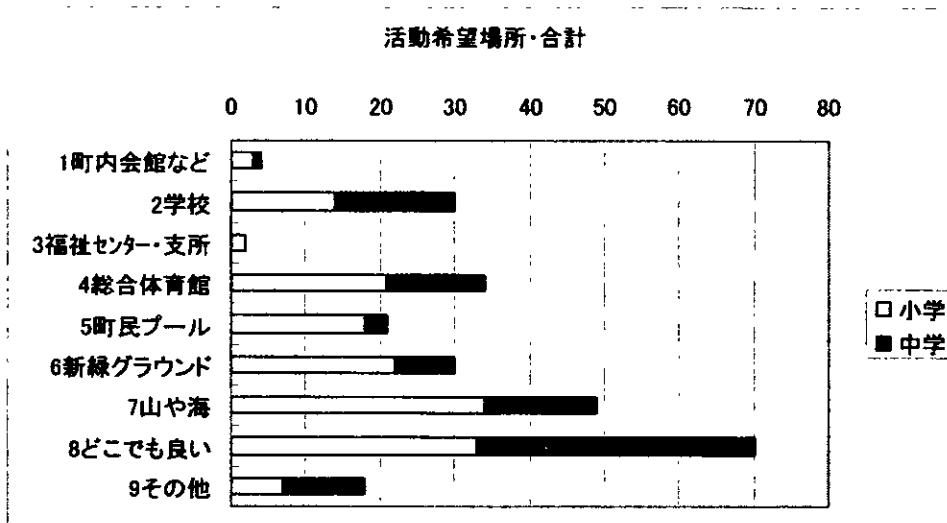
#### 問5 活動希望の時期…2つまで選択



活動を希望する時期は、夏休みや冬休みが最も多く、次いで春休みやゴールデンウィーク、土曜・日曜などの週末も希望が多い。

これは、そのまま受け止めて事業計画時の参考となろう。

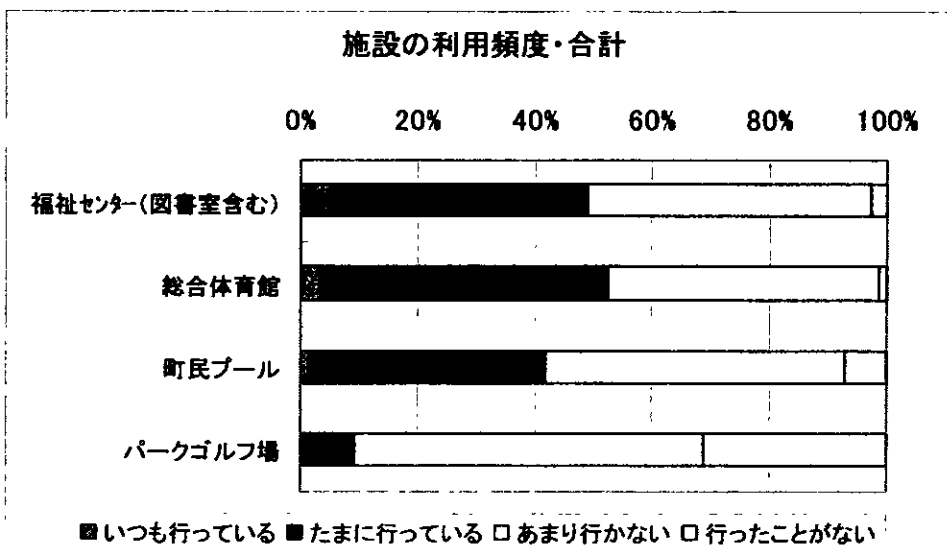
問6 活動の希望場所…2つまで選択



8 どこでも良いという回答が最も多く、これは好みの活動があれば場所は問わないという意識として捉えることができる。次に多いのは7山や海であるが、これは自然体験・キャンプを選択した関係から、そのイメージとしての場所選択であろう。さらには4総合体育館、2学校、6新緑グラウンドと続くが、なかでも「学校」という選択は、「余暇」の時間でもその活動場所となって欲しいという希望の一面を表しているのではなかろうか。

福祉センターや吉岡支所は活動場所の選択としては少なく、これらは「大人の活動場所」としての意識があるのかもしれない。

問7 施設の利用頻度



施設の利用頻度は、「いつも行っている」「たまに行っている」を含めて福祉センターが49%、総合体育館が52%、町民プールは42%、パークゴルフ場は9%である。

福祉センターは図書室を含めてという選択肢であり、女子の利用割合が若干多い。男子は総合体育館の利用が最も多い。町民プールは季節利用という要素もあり、この程度か。またパークゴルフ場については、大人の施設というようなイメージがあるのか利用頻度は低い。

## 問8 施設に関する希望

### 1 福祉センター（図書室）関係

- ・本を増やしてほしい 4件
- ・ケータイ小説を置いてほしい 2件
- ・犬関係で感動する本を増やしてほしい 1件

### 2 総合体育館関係

- ・サッカーをやりたい 7件
- ・床が滑りやすい 3件
- ・食べ物の売店を置いてほしい 2件
- ・卓球をやりたい（用具を貸してほしい） 2件
- ・ソフトテニスをやりたい 1件
- ・バドミントンをやりたい（用具を貸してほしい） 1件
- ・バレーなどの球技大会を開いてほしい 1件
- ・借りられるものを増やしてほしい 1件
- ・卓球台などの設備を新調してほしい 1件
- ・遊ぶ道具を増やしてほしい 1件

### 3 プール関係

- ・遊び場の要素の希望 10件  
（ブランコ、すべり台、人工波、人工泡、アトラクション）
- ・小学高学年から深いところに入れるようにしてほしい 1件

### 4 パークゴルフ場

- ・もっと広く使いたい 1件
- ・場所が分からない。分かりやすい場所にして 1件

### 5 施設を特定できないもの

- ・月曜日が休みで使えない。休みをなくしてほしい 2件
- ・アイス屋・本屋・スポーツジム・喫茶店・文房具店を作してほしい。 1件
- ・もうちょっと清潔にしてほしい 1件

## 2 成人アンケート

成人アンケートは、新たな学習ニーズがどのような形で現れるのかを探るために、主な学習希望を中心として構成し、対象者は年齢別人口（5, 398人）の8%を基本に無作為抽出して実施した。

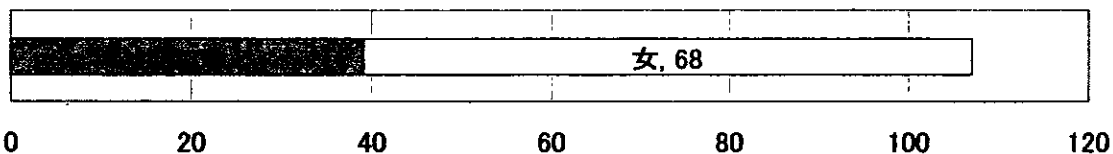
### ■アンケートの概要

- 時期 平成21年7月～8月
- 方法 郵送による送付・返信対応とし、集約した。（一部、役場職員への手渡し、施設の回収箱へ投函等の方法による。）
- 対象 18歳以上の男女381名に送付し、108名から回答があった。（回答率28%）
- 主要内容 ・年齢・性別・地区名・職業・余暇の過ごし方など、全11問

### ア) 回答者の基礎的情報

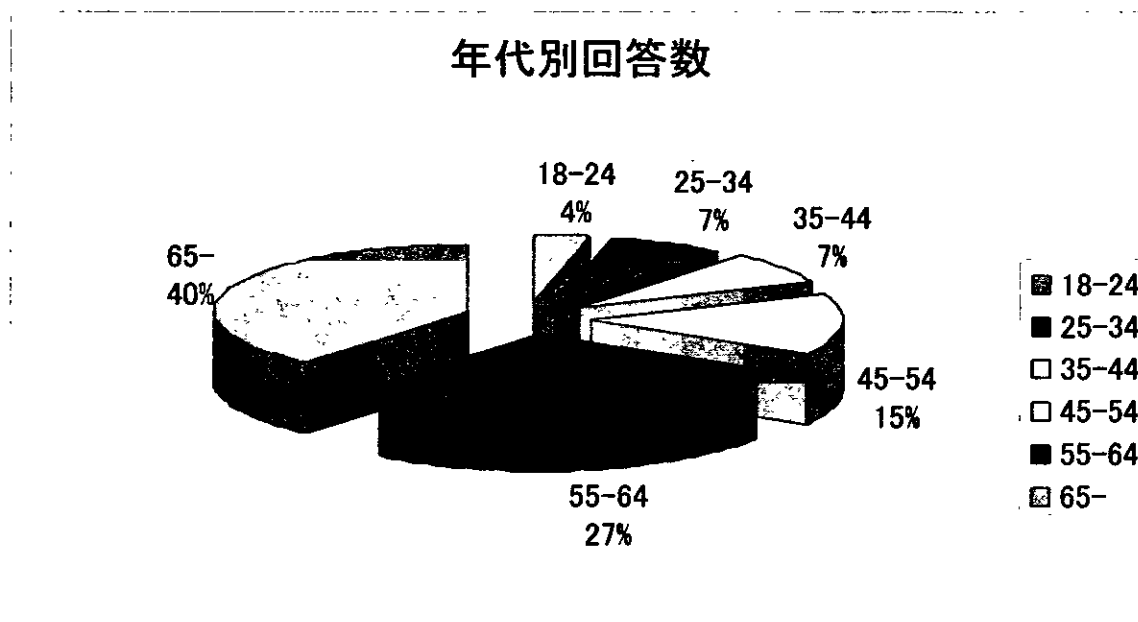
#### ◆男女別

回答者108名の内訳は、男39名（36%）、女68名（64%）、無記入1名である。



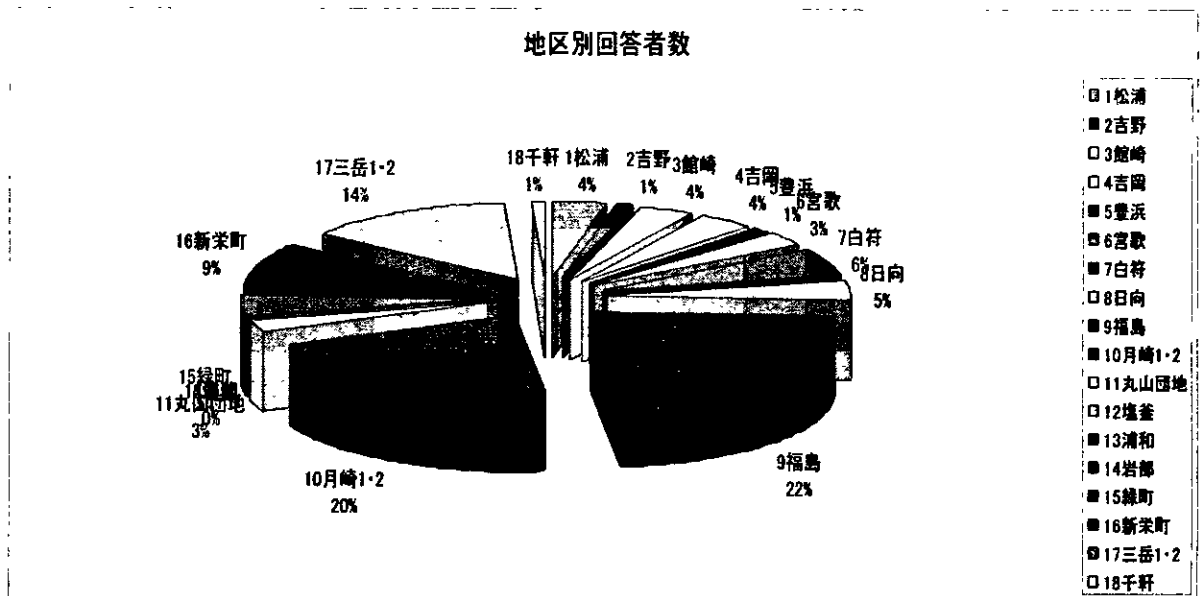
#### ◆年代別

18歳から44歳までの人口が少ないことから、45歳以上の回答者が全体の81%を占める。



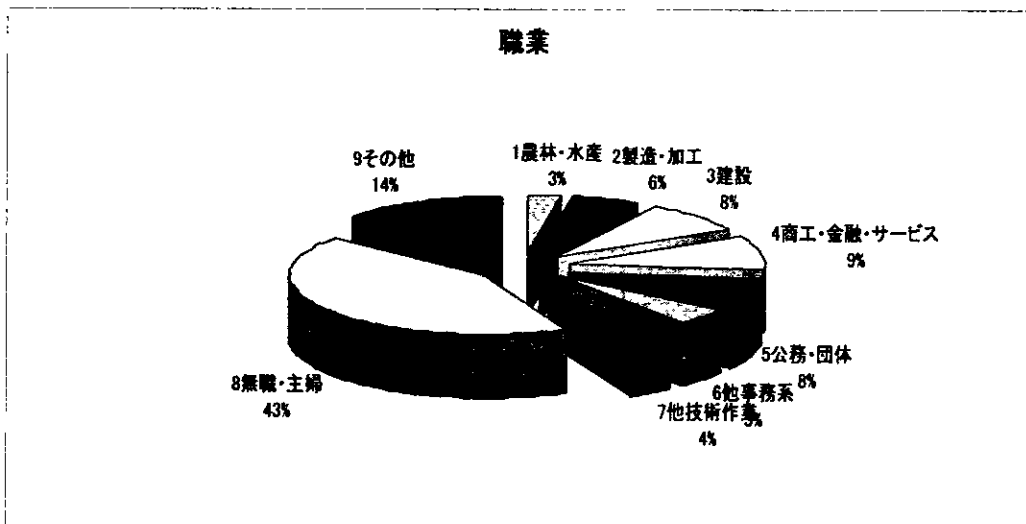
◆地区別

人口集中地域が66%を占める。



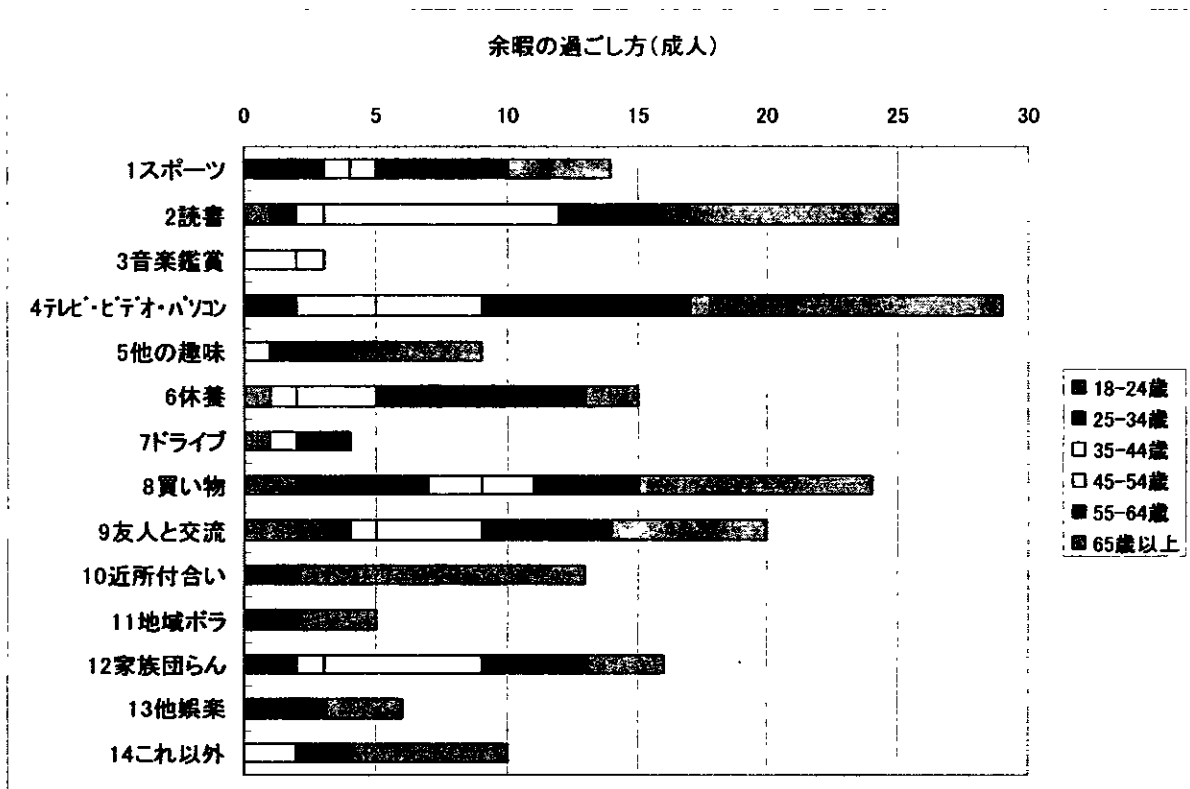
◆職業別

無職・主婦が43%を占める。



イ) 回答の傾向

問2 余暇の過ごし方 (2つ回答)



現在の余暇の過ごし方は、①テレビ、②読書、③買い物、④友人と交流、⑤家族団らん、⑥休養、⑦スポーツと続いている。

中でも1位の「テレビ」は娯楽のほかに、ニュース等の各種情報取得の手段としても使われていると思われる。「読書」が2位に入っているのは、学習意欲ありとして歓迎すべきデータと解する。なお読書を選択した内の8割は女性である。「スポーツ」が中位にあるのは、回答者の年齢層に偏りがあるためか。

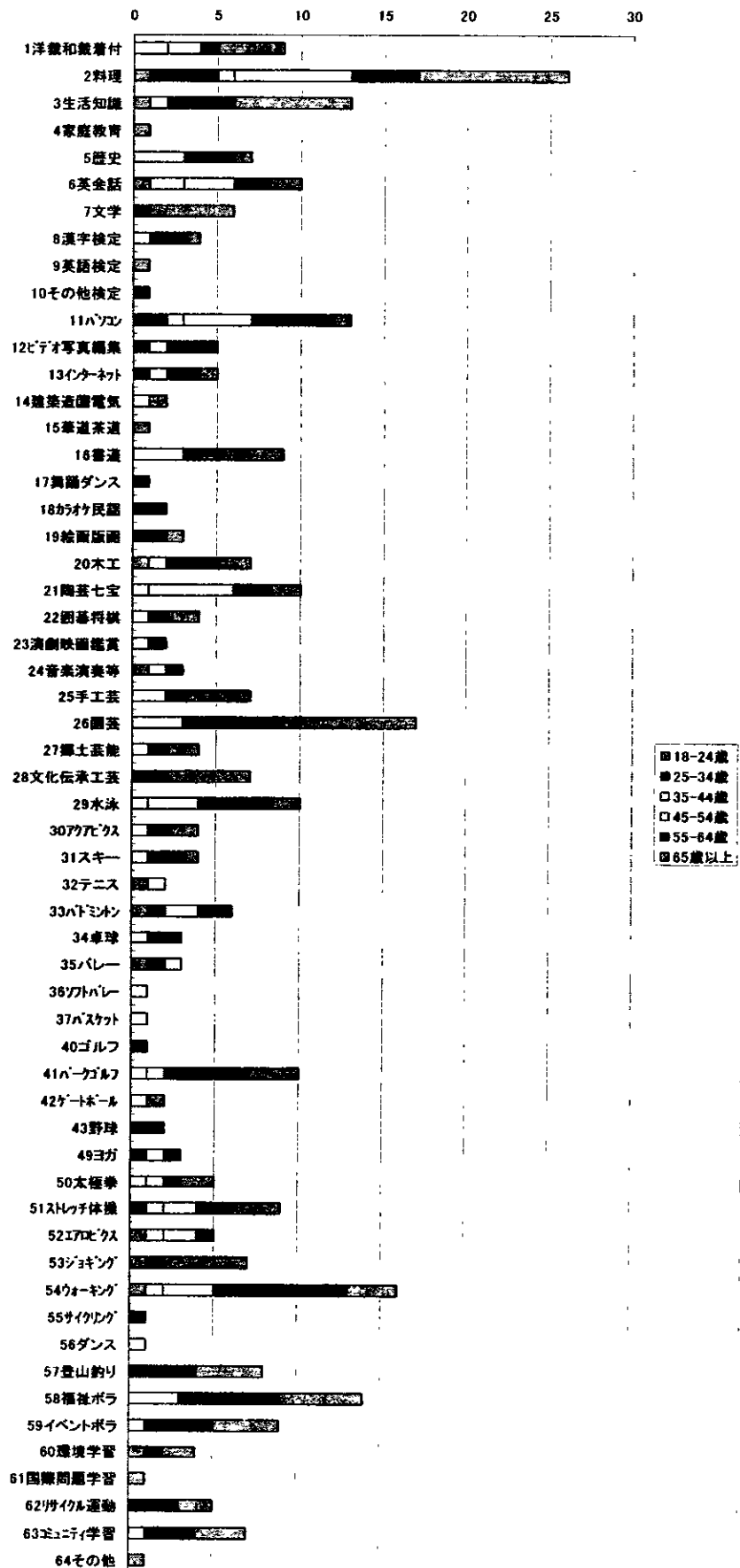
問3 現在習い事又はスポーツ等をしているか。

現在	1つか2つしている 35%	していない 60%
----	------------------	--------------

問4 これから勉強・習い事や運動・スポーツをしたいか。

将来	何かしたいが具体的でない 25%	特にな 47%
----	---------------------	------------

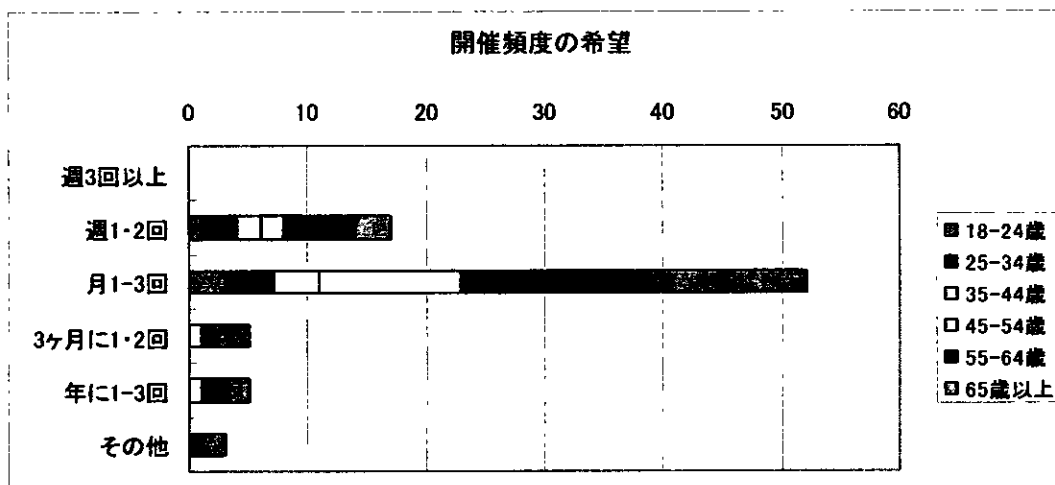
問4-1 学びたい内容・種類（係数に表れない項目は表示していない）



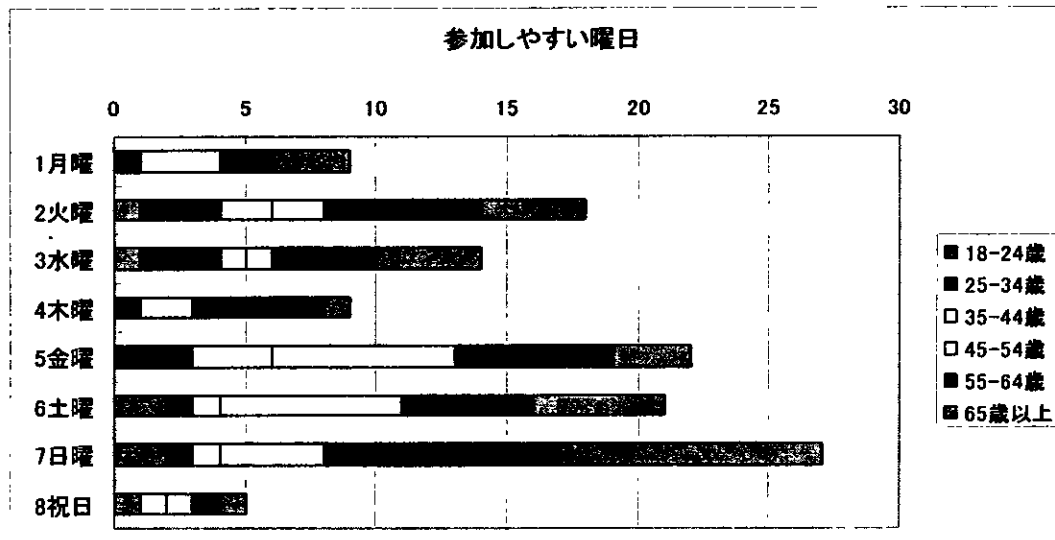
習いたいことでは、「料理」が圧倒的で、次に「園芸」と続き、家庭生活あるいは家の周囲の環境を良くしたいなど、生活に密着した意向があるものと思われる。

3番目にウオーキング、4番目に福祉ボランティア、5番目に生活知識、パソコンが並ぶ。その後には英会話、陶芸・七宝、水泳、パークゴルフが続いている。

### 問5 教室や講座の開催頻度の希望



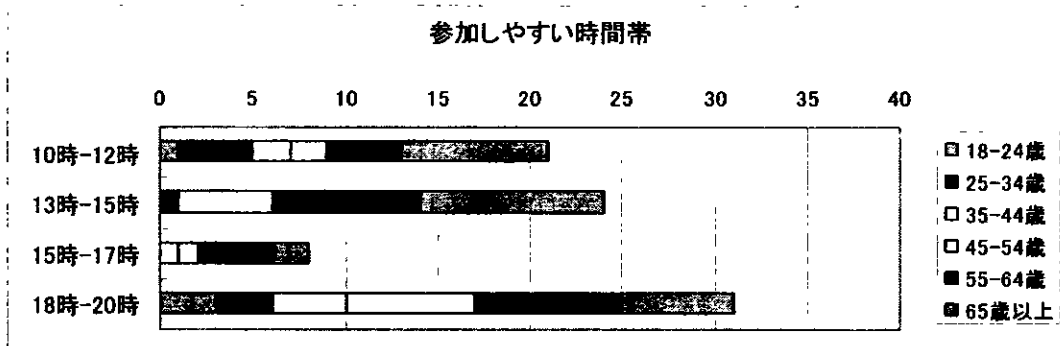
### 問6 参加しやすい曜日



参加しやすい曜日は、日曜が一番で金曜、土曜と続き、これらの曜日ほどどちらかといえば自由になる時間があるということではないか。ほかには火曜日が意外と多い。

次ページの問8では「教室、講座、大会等に参加したことがない」人が多数であり、問9で「日程が合わない」などの回答が多数を占めていること、などの傾向を考え合わせると、これまで「土日」開催の事業が少なかったために「参加できなかった」とも受け止めることもできる。

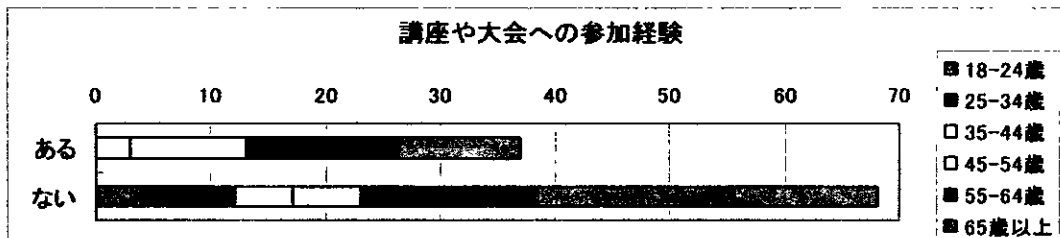
問7 参加しやすい時間帯



時間帯は、夜間が一番にあげられているが、午後や午前も多い。

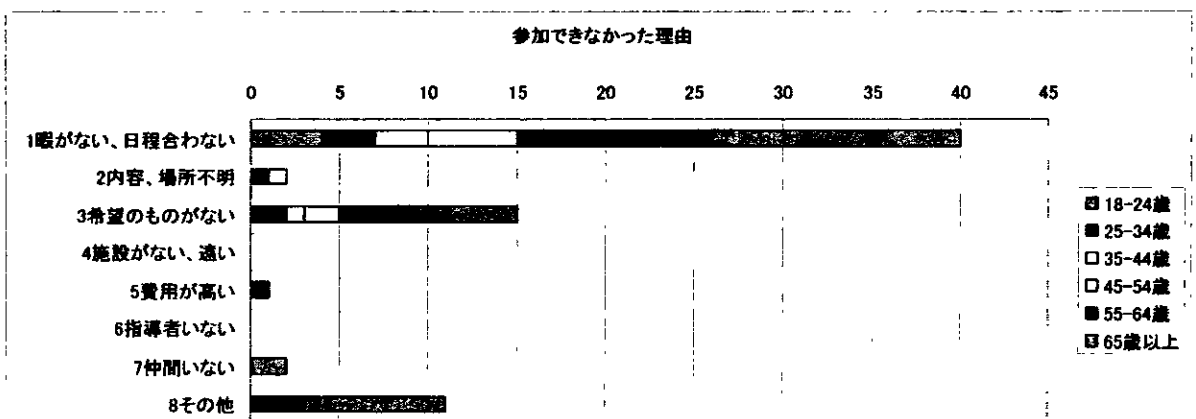
問6と組み合わせると、日曜日の夜ということになるが、これは誰も寛いで休養を採りたい時間帯である。安易にデータをそのまま読むことはできず、平日ならば夜、週末ならば昼間という捉え方をするのが妥当と思われる。

問8 教室、講座、大会等の参加経験



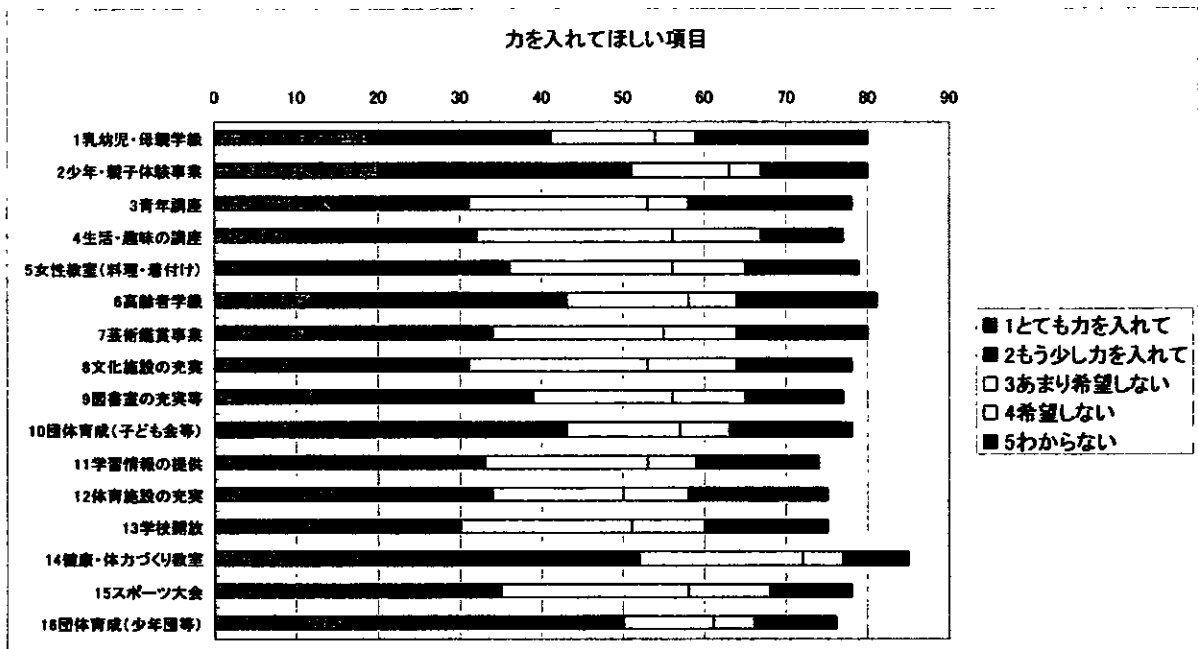
「ある」人が4割、「ない」人が6割である。

問9 参加できなかった理由



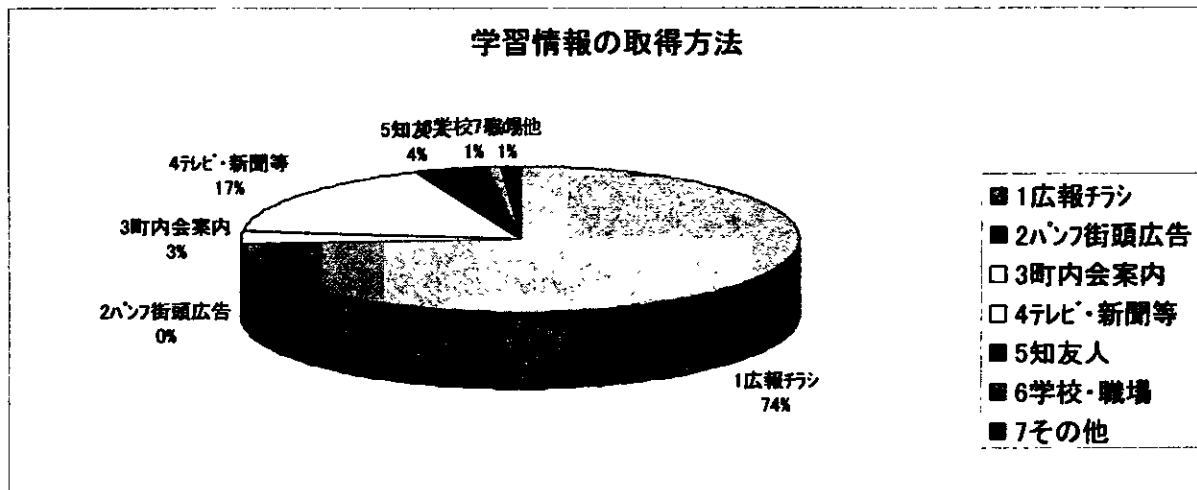
圧倒的に「暇がない、日程が合わない」が多く、「希望のものが無い」が続く。

問9-1 力を入れてほしい項目



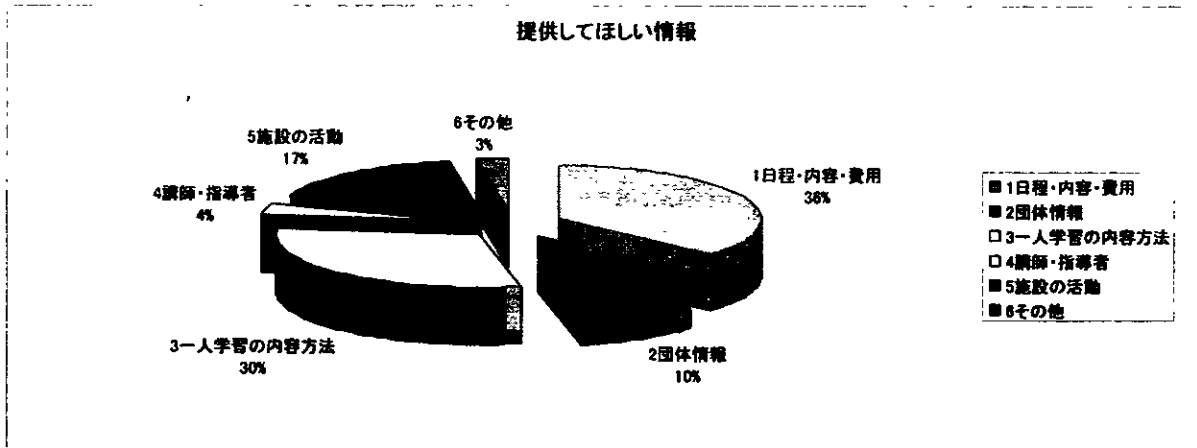
拮抗しているが、力を入れてほしいことは「14 健康・体力づくり教室」「2 少年・親子体験事業」、「16 団体育成 (少年団等)」が特に多い。次に10子ども会、6 高齢者学級、1 乳幼児・母親学級が続き、9 図書室の充実、15 スポーツ大会、12 体育施設の充実も少ない。

問10-1 学習情報の取得方法



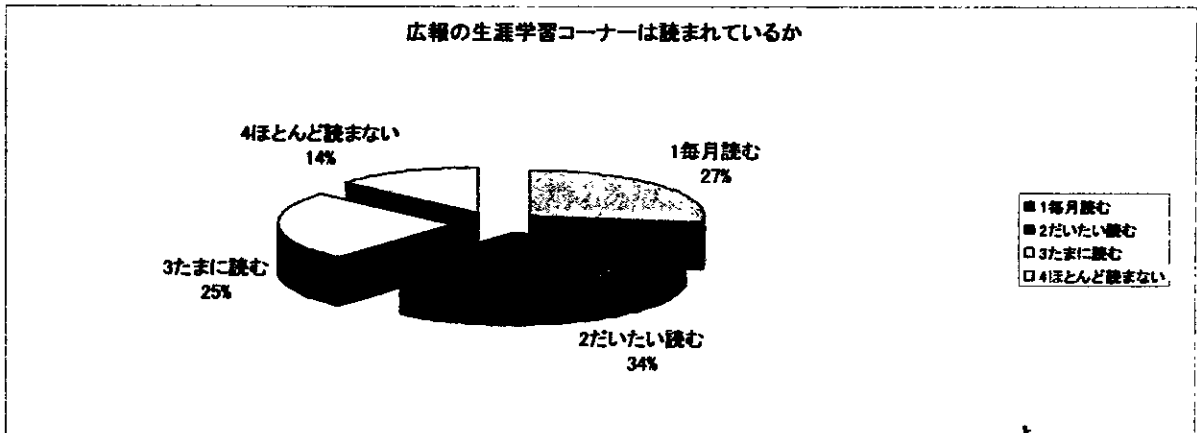
学習情報の取得手段は、広報・チラシが圧倒的で、いかに町が発出する情報が重要であるかを知ることが出来る。テレビ・新聞が一部あるのは、講座等の日程が新聞の「まち・むら」欄に掲載されるのを指しているのか、或いは報道そのものを学習情報としているのか、むしろ後者に近い回答ではないかと思慮される。

問10-2 提供してほしい情報



提供してほしい情報は、学級等の内容のほか、一人で行う学習の内容方法、施設の活動、団体情報の順であり、これまで手がけていない事項が多くあることに気づかされる。

問10-3 広報の生涯学習コーナーを読んでいるか。



生涯学習コーナーは、たまに読むまで含めると86%の方が読まれている。さらに内容の充実を図ることが必要である。

問10-4 (生涯学習コーナー等への掲載希望…自由記載)

- ・コラム(主催者・講師の日記的でもいいので)
- ・町内会活動の様子など交流等の出来る場を作ってほしい。
- ・(団体などの) 入会方法、活動内容
- ・福島歴史名所双六のような小学生でも分かる福島町の名所案内、夏休み等の名所めぐりウォークラリーなどあれば最高

## 問 1 1 自由な意見

- ・高齢者に力を借りて茶話会や勉強などをすればよい。ふれあい体操は病人・障害者扱いされるので行きたくない。
- ・高齢者で役立てず申し訳ない。
- ・年寄りにはやさしく、孫には良い条件で勉強できるよう願う。
- ・終身にのっとった人間性教育をすべき。
- ・社会教育主事等専門的な職員の配置が必要では？
- ・当町の生涯学習はまだまだ。意欲のある人の意見をとりいれて
- ・頑張ってください
- ・人口の推移、生涯学習受講者数を知りたい。(年齢別、男女別等)
- ・町民運動会をやってほしい
- ・子ども達に科学や物理の体験をさせて(大学や高専の先生呼んで)。農漁業等の労働体験もいい。
- ・カントリーフェスティバルと文化祭を一緒に開催すれば。石鹸作りなども。
- ・プール管理の対応をやさしくしてほしい。
- ・働く場所がほしい
- ・洋裁を教わって、着物を洋服に直すリサイクルでゴミを少なくするグループを作っても良い

## Ⅱ 第五次福島町社会教育中期計画策定の経過等

### 1 策定に至る経過

年月日	内 容	備考
平成 21 年 2 月 27 日	教育委員長より社会教育委員に対し、第五次福島町社会教育中期計画の策定について諮問	
4 月 28 日	文化財調査委員会議にて中期計画について協議、策定委員候補者 3 名を選考	
5 月 1 日	第五次福島町社会教育中期計画策定委員会設置要綱を制定	
5 月 1 日	社会教育委員委嘱状交付及び第 1 回会議にて中期計画について協議 同日付けで策定委員の委嘱	
5 月 1 日	体育指導委員会議にて、中期計画について協議、策定委員候補者 3 名を選考	
5 月～6 月	第四次計画の自己評価作業 アンケート内容について情報収集、調製	事務局
7 月 2 日	第 1 回策定委員会 (1) 委員長の互選、副委員長の任命 (2) 各部会員の決定及び正副部会長の決定 (3) 計画策定のスケジュール等について (4) 第五次計画策定のための前回計画の自己評価について (5) アンケート調査について	
7 月 6 日	社会教育アンケート対象者名簿の調製	事務局
7 月 18 日～8 月 15 日	アンケート実施（社会人）	事務局
9 月 9 日～9 月 16 日	アンケート実施（小学 5 年生、中学 2 年生）	事務局
8 月～9 月	アンケートの集約	事務局
10 月 5 日	第 2 回策定委員会 (1) 計画の目次（案）について (2) 策定作業の進捗状況について (3) 今日の課題について	(3) について小グループ討議を行い、地域の実情や次期計画における重要課題を討議
12 月 21 日	第 3 回策定委員会 (1) 前回（10 月 5 日）提示案の修正について (2) 第五次福島町社会教育中期計画（案）の策定について (3) パブリックコメントについて	※案件の前に「策定委員会の独自性」について確認
12 月 22 日	教育委員長に対し策定案を答申	

## 2 諮問文

平成21年2月27日

福島町社会教育委員長 金谷奉宏 様

福島町教育委員会

委員長 大津良法

第五次福島町社会教育中期計画の策定について（諮問）

このことについて、下記のとおり理由を付して諮問しますので、平成22年3月末までに答申して下さいよう、お願い申し上げます。

### 記

（諮問の理由）

本町の社会教育推進につきましては、平成17年に策定した第四次福島町社会教育中期計画に基づき諸対策の推進を図ってきましたが、平成21年度でその計画が完了いたします。

この間の激動する社会情勢の中で国際化、情報化の一層の進展や環境問題の顕在化など新たな視点から取り組まなければ対応できない課題も生じています。

さらに、高齢化する社会や青少年、家庭を含めた教育改革は日本の大きな課題となっております。

このような課題に適切に対処していくためには、これまで培われた本町の教育を基盤とし、社会の変化に対応できる社会教育の推進が求められています。

このため、課題解決のための具体的な方策を洗い出し、第四次福島町総合開発計画との整合性を図り、次期5ヵ年（平成22年度～平成26年度）の本町社会教育中期計画策定に資するため諮問いたします。

## 3 第五次福島町社会教育中期計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 福島町の社会教育に関し、地域の実情を的確に把握するとともに住民の要求や時代の要請に即した中期的かつ総合的な社会教育計画を策定するため、第五次福島町社会教育中期計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は教育委員会の諮問に応じ、第五次福島町社会教育中期計画を審議策定し、教育委員会に答申するものとする。

（組織）

第3条 委員会は、次の委員をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

- |            |     |             |    |
|------------|-----|-------------|----|
| (1) 社会教育委員 | 15名 | (2) 文化財調査委員 | 3名 |
| (3) 体育指導委員 | 3名  | (4) 関係行政職員  | 6名 |

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は委員の互選で定め、会務を統括し委員会を代表する。

3 副委員長は委員長が任命し、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

（部会）

第6条 委員会に次の部会を置く。

- (1) 社会教育部会
- (2) 社会体育部会

2 部会には部会長及び副部会長を置き、部会長は各々の会議を司り、副部会長は部会長を補佐する。

（会議）

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、教育委員会の生涯学習グループが司る。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

#### 4 策定委員名簿

職名	氏名	備考	職名	氏名	備考
社会教育委員	金谷 奉宏	委員長 (社会教育部会)	社教委員兼体育指導委員	山田 正宏	副委員長 (社会体育部会)
"	藤本 義孝	社会教育部会長	社会教育委員	長谷川和雄	社会体育部会長
"	花田 忍	社会教育副部会長	"	北野 宏	社会体育副部会長
"	瀬川 要三	社会教育部会	"	山崎 幸一	社会体育部会
"	後藤 暁子	"	体育指導委員	大徳 伸吾	"
"	木村 末正	"	"	長内 智子	"
"	福士 公子	"	"	長内 美樹	"
"	中塚 栄	"	役場	阿部 憲一	"
社教委員兼文化財調査委員	常磐井武典	"	"	中島 和俊	"
社会教育委員	松本ケイ子	"	"	坂口 稔	"
"	塚本 謙也	"	"	花田 雅昭	"
文化財調査委員	長澤 雄平	"	"	飯田 富雄	"
"	野川 裕行	"			
役場	木村 文年	"			

#### 5 答申文

平成21年12月22日

福島町教育委員会

委員長 平 沼 竜 平 様

福島町社会教育委員

委員長 金 谷 奉 宏

第五次福島町社会教育中期計画の策定について (答申)

平成21年2月27日付けをもって諮問のあった標記について、別紙のとおり答申いたします。

なお、この答申は、第五次福島町社会教育中期計画策定委員会設置要綱の規定により、別途委嘱された策定委員会により審議策定された「案」としております。

最終的な計画については、福島町町づくり基本条例等の精神を基調としてさらに一般町民の意見を取り入れるなどの調整をしたうえで策定されるようお願い申し上げます。